その他

学校教育編:実践事例1

小学校学級活動指導例

- 題材 「高め合おうクラスの仲間」【学級活動(2)イ よりよい人間関係の育成】
- ねらい

学級の問題点を振り返りながら、場面絵を通して、人との関わりの中で、言葉や表情から友だちの気持ちを察したり、周囲の状況をとらえたりする大切さに気づいたりして、日常生活でも主体的に実践する意欲を高める。

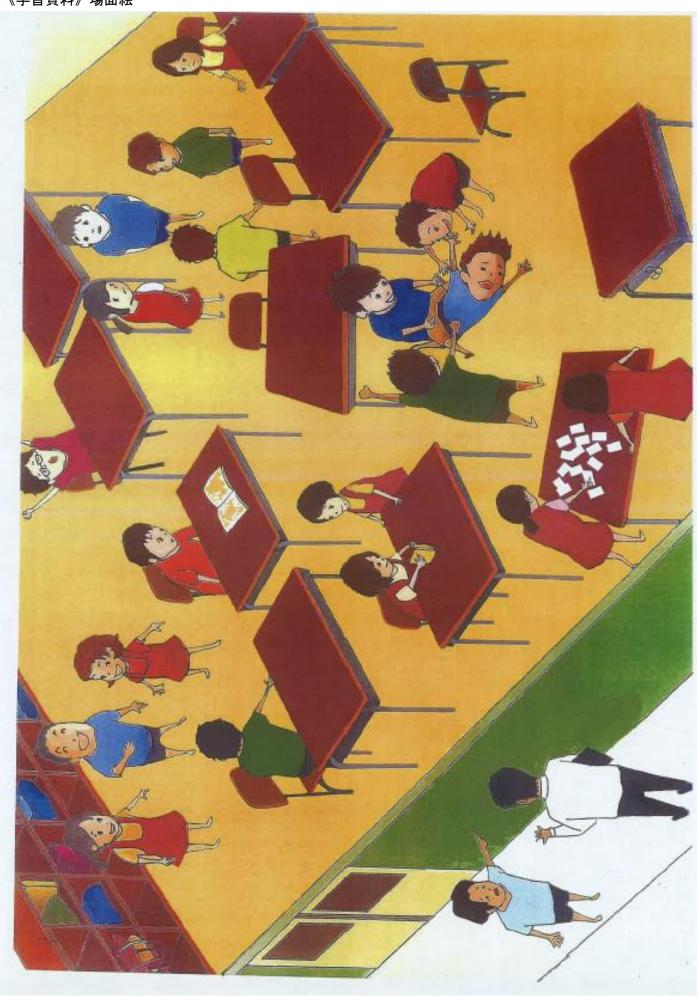
【人権教育で育てたい資質・能力】

- ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度
- ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性
- 指導上の展開及び指導上の留意点

※丸数字は「とっとりの授業改革【10の視点】」

	学習活動	指導上の留意点	目指す児童の姿と評価方法
124	1 学級目標に関す	・事前アンケートの結果を提示し、学級目標をめ	【関心・意欲・態度】
導	る学級の実態をつ	ざしたよりよい学級づくりのために今後も考	・学級アンケートから実態
入	かむ。	えるべき課題があることに気づかせる。	を理解し、より自治的な
		・アンケートの結果や自由記述を提示し、学級の	学級づくりをしようとす
		実態に課題意識をもつ児童が多いことに気づ	る意欲を高めている。
		かせる。(①②)	
展	2 場面絵を見なが	・場面絵を提示し、課題を班で見つけさせ、自分	【思考・判断・実践】
皮	ら、課題を見つけ、	たちの学級と関連づけながら課題を焦点化で	・事象の問題をとらえてい
開	理由を考える。	きるようにする。(②③)	る。(観察・話合い)
		・人の気持ちに気づかない点、問題が起きていて	
		も行動に移せない点に関わる2つの場面(同調	
		と傍観)について、人物の会話を考えさせ、問	
		題点に気づかせる。	
		・行動に移せない児童の気持ちに共感させること	
		で、より身近な問題であることを実感したり、	
		意欲的に改善策を考えたりさせる。	
	3 それぞれの場面	・プロレスの場面とその状況が気になりながら行	【思考・判断・実践】
	の改善策を考え	動に移せない場面について状況を改善する方	・事象の問題について,そ
	る。	法を班で話し合せることで、相手の話を聞くこ	の改善のために必要なこ
		とや友だちと声をかけ合って状況を解決して	とを考えている。(観察・
		いこうとする大切さに気づかせる。(⑥)	話合い)
44	4 よりよい学級に	・事前アンケートの記述内容や日頃の言動等の中	【思考・判断・実践】
終	するために、必要	から児童が考えているよりよい学級にするた	話合いをもとによりよい
末	なことを考える。	めの方法を紹介し、全員で共有しながら個人の	学級づくりに必要なこ
		自己目標につなげる。(⑦⑧)	と、実践することを考え
			ている。(ワークシート)

《学習資料》場面絵



学校教育編:実践事例2

中学校「特別の教科 道徳」指導例

- 主題名 「正義を重んじる心」【内容項目C-(11)公正、公平、社会正義】
- 資料名 「ひとりぼっち」(廣済堂あかつき出版「中学生の道徳2年 自分を考える」)

○ ねらい

いじめ問題を権利と刑法の視点から考えることを通して、いじめを許さない心情を高め、相手の気持ちになって考え、正しいことを主張することができる意欲を高める。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

- ・自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識
- ・合理的・分析的に思考し、公平で均衡のとれた結論に到達する技能
- ・正義、自由、平等などの理念の実現、社会の発達に主体的に関与しようとする意欲・態度

○ 指導の展開及び指導上の留意点

※丸数字は「とっとりの授業改革【10の視点】」

	1等り展開及して特工の角息点	※凡数十は「こつこりの技兼以申【10の忧息】	
	学習活動	主な発問と児童の反応	指導上の留意点と評価方法(※)
導	1 資料や進め方について説明		・グループ (4人組) の座席にし
	を聞く。		ておく。 ⑩)
入			
	2 資料を権利と刑法の視点か	○主人公が奪われていると思われ	・資料の気になる箇所にアンダー
展	ら考え、話し合う。(ジグソー法)	る「権利」、友達が抵触していると	ラインを引かせ、その部分を中
	【担当決め】 (③⑥)	思われる「刑法」にはどのような	心に、奪われていると思われる
開	グループ内で担当する視点(権	ものがあるのだろうか。	「権利」、抵触していると思われ
	利・刑法)を決める。		る「刑法」について整理させる。
	【エキスパート活動】	《「権利」の視点》	なおその際、憶測で判断させな
	同じ視点の担当者でペアをつ	・人として平等に扱われていない。	いようにさせる。
	くり資料について考える。	・健康な精神状態ではいられない。	
	(個人思考→ペア思考)	・命令されて奴隷のようだ。	
		・お金の要求は犯罪と思う。	
	【ジグソー活動】	《「刑法」の視点》	・考えることの視点を示してもよ
	グループでエキスパート活動	・「書くんじゃないぞ」は脅してい	V %
	の内容を伝え合いながら、考えた	るから『刑法第222条脅迫』。	(例)・いじめの原因を自分の側に
	ことを模造紙上に表現する。	・お金を要求されているから恐喝。	見ている主人公の見方に
	(グループ活動)	書いてないけど、嫌がることも	ついて
		させているはずだ。	・主人公がいじめの解決策に
			自殺を選択肢にしているこ
			とについて
	【クロストーク】	◎このいじめの問題をどのように	・いじめには、資料の登場人物だ
	模造紙を示しながら発表し、話	考えるか。	けではなく、様々な人が関わっ
	し合う。(④⑤) (全体活動)	・軽い気持ちでやっているが法律	ていることも想像させたい。
		に反し、権利を侵害する行為と	・いじめは人権侵害であり、抵触
		いうことが分かっていない。	行為であることを理解させると
		・助けようとする雰囲気がないよ	ともに、「いじめは許さない」と
		うだ。	いう断固とした姿勢を示した
		・助けたいが、次は自分がやられ	\ \`\o
		る。	
		「見て見ぬふり」はダメ。おかし	
		いと感じたことは伝えたい。	
終	3 学習を振り返る。(8)	・学習をとおして考えたことを振	※いじめを許さない心情を高め、
末		り返りシートにまとめよう。	相手の気持ちになって考え、正
			しいことを主張しようとする意
			欲を高めたか。(振り返りシート)
1			

《資料》

資料A 「世界人権宣言カード」 ※省略

「世界人権宣言カード」→http://www.pref.tottori.lg.jp/97375.htm

資料B 「学校において生じる可能性がある犯罪行為等(国 H25)」

いじめの態様 (※)	こめの態様(※) 刑罰法規及び事例		
ひどくぶつかられ	暴行 (刑法第 208 条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする。	
たり、叩かれたり、蹴られたりする。	傷害 (刑法第 204 条)	第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる。	
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴 られたりする。	暴行 (刑法第 208 条)	第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 事例:プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする。	
嫌なことや恥ずか しいこと、危険な ことをされたり、 させられたりす	強要 (刑法第 223 条)	第 223 条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。 3 前2項の罪の未遂は、罰する。 事例:断れば危害を加えると脅し、汚物を口にいれさせる。	
వ .	強制わいせつ (刑法第 176 条)	第 176 条 13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。 事例: 断れば危害を加えると脅し、性器を触る。	
金品をたかられる。	恐喝 (刑法第 249 条)	第249条 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。 2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた 者も、同項と同様とする。 事例: 断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる。	
金品を隠された	窃盗 (刑法第 235 条)	第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 事例:教科書等の所持品を盗む。	
り、盗まれたり、 壊されたり、捨て られたりする。	器物損壞等 (刑法第 261 条)	第 261 条 前 3 条に規定するもの (公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷) のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。 事例:自転車を故意に破損させる。	

	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅す。
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231 条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:校内や地域の壁や掲示板に実名を挙げて、「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
	脅迫 (刑法第 222 条)	第 222 条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。 事例:学校に来たら危害を加えると脅すメールを送る。
パソコンや携帯電 話等で、誹謗中傷 や嫌なことをされ る。	名誉毀損、侮辱 (刑法第 230 条、231 条)	第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。 2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。 事例:特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて「万引きをしていた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く。
パソコンや携帯電 話等で、誹謗中傷 や嫌なことをされ る。	児童ポルノ提供等 (児童買春、児童 ポルノに係る行為 等の処罰及び児童 の保護等に関する 法律第7条)	第7条 (略) 2~3 (略) 4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(略) 5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。(略) 6 (略) 事例:携帯電話で児童生徒の性器の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する。

(※) いじめの態様:「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」の調査項目の「いじめの態様」

「人権教育プログラム綴(社会教育編)」について

県内各小中学校等で「人権教育プログラム(社会教育編)」を活用したPTA研修会を開催していただけるように、いじめの防止のための「人権教育プログラム綴(社会教育編)」(以下の通り3つ)を作成しました。テーマは「仲間づくり」「人間関係づくり」など様々で、「参加型」学習プログラムです。また、このプログラム集にある「人権教育プログラム(社会教育編)」の詳細も載っています。

保護者としていじめを防ぐためにどう関わるか、一緒に考えてみてください。そして、学校、PTA等が一体となったいじめの防止に向けた取組(学び)が進むことを期待します。

なお、この人権教育プログラム綴は人権教育課のホームページにも掲載しております。

<人権教育課ホームページ: www.pref.tottori.lg.jp/jinkenkyouiku/>



- 1 豊かにつながる人間関係づくりのために保護者ができること (互いに思いを受け止め合い、他者とよりよくつながる集団づくり)
- 2 「〇っ子10<テン>」を支える我が家の3<スリー> (学校と家庭・地域の連携)
- 3 あなたは子どもにどんな言葉をかけますか? (仲間づくり)
- 4 かけがえのないあなたたちへ(人間関係)
- 5 今、子どもに伝えたいこと(自尊感情を育む)
- 6 子どものイライラはどこに向かうの(社会的支援)



- 豊かにつながる人間関係づくりく家庭編>(人間関係)
- 2 本当の「仲間」になるために(仲間づくり)
- 3 かけがえのないあなたたちへくその2>(人間関係)
- 4 この年頃にありがちなこと(対話、自尊感情、子どもの最善の利益)
- 5 ふつうさぁ・・・(居場所づくり)
- 6 子どもの気持ちに向き合う上で大切にしたいこと(自尊感情)



- 1 保護者としてどうする? (人間関係づくり)
- 2 いじめ「あなたはどう考えますか?」(仲間づくり)
- 3 かけがえのないあなたたちへくその3>(人間関係)
- 4 あなたは何キャラ? ~いじりといじめを考える~ (本音が言える環境づくり)
- 5 いじめられる子にも問題があるの? (大人<地域>の在り方を考える)

人権教育プログラム集 (学校教育編・社会教育編) ~いじめのない学校づくりに向けて~

平成30年3月

発行

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地電 話(0857)26-7533(直通) ファクシミリ(0857)26-8176